

大橋町東部町会サークル団体等助成金規定

(目的)

第1条 大橋町東部町会は、地域的な共同活動を通じ、住民相互の親睦を図るとともに、おたがいを信頼し心を一つにして、明るく住み良い地域づくりを目指している。

その目的を推進する観点から、サークル団体、ボランティア団体などの各種団体活動に対し助成金を支給し支援することとし、次のとおり助成金規定を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 次の各号に該当する事業を対象事業とする。

- (1) 大橋町東部町会内で実施する事業
- (2) 大橋町東部町会内の親睦が図れる事業
- (3) 団体が主体的に実施する事業
- (4) 営利・政治および宗教を目的としない事業

(助成金を支給する団体)

第3条 次の各号に該当する団体による請求に対し、助成金を支給する。

- (1) 5人以上で構成する団体
- (2) メンバーの半数以上が町会会員であること
- (3) 活動拠点が大橋東部町会内にあること

(助成額)

第4条 助成額は、次の各号に定めた額とする。

- (1) 団体運営の助成額
団体の運営経費として、年間一団体当たり10名までは10,000円、11名以上は20,000円とする。
- (2) 団体の運営上、役員会が真に必要と認めた経費
備品購入など必要経費の50%とする。ただし、50,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の申請は、各団体の代表が町会長へ申請書を提出することとし、町会長は随時受け付けることとする。

(助成の審査)

第6条 町会は、申請書受領後、速やかに役員会において、助成の可否、助成金額を決定する。

(事業報告書の提出)

第7条 助成を受けた団体は、年度末に事業報告書（活動状況及びメンバー数等を記入）を提出しなければならない。

付則

この規定は、令和4年1月1日施行する。